

関係条文等（介護保険施設等の整備計画について）

介護保険施設等の指定等に関する取扱要領（愛知県 平成18年）

（意見聴取及び連絡調整を行う事項）

- 第2 愛知県圏域保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う。<中略>
- 一 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（地域密着型（法第8条第21項）を除く。）
老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第15条第4項及び第6項の特別養護老人ホームの認可に関する事項及び法第48条第1項第1号の指定に関する事項
 - 二 介護老人保健施設
法第94条第1項、第2項及び第5項の許可に関する事項
 - 三 特定施設（地域密着型（法第8条第20項）を除く。）
法第70条第4項、第5項及び法第70条の3の指定に関する事項<後略>

（既存数の公表）

- 第3 <前略> ただし、推進会議において適當である旨の意見があり、整備することを承認した施設等が指定等に至らない場合であっても、既存数に算入するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、混合型特定施設の既存数は、当該施設の総定員数のうち特定施設として指定された定員数に0.7を乗じたものとし、端数は切り捨てる。

（意見聴取及び連絡調整の基準）

- 第5 第4第1項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。
- 一 法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画におけるそれぞれの施設種別<中略>の老人福祉圏域毎<中略>、年度毎の整備目標値<中略>から既存数を差し引いた数の範囲内であること。
 - 二 前号の規定にかかわらず、<中略>圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める場合には、県計画の当該計画期間の期間内であり、かつ圏域毎に最終年度の整備目標値から既存数を差し引いた範囲内であること。<後略>
 - 三 圏域内においてバランスのとれた施設配置であること。<後略>
 - 四 当該市町村計画の利用見込量を超える場合の調整に当たっては、<中略>施設等整備の基本事項、当該市町村における施設等の整備状況及び整備の考え方などを総合的に勘案するものとする。<後略>

圏域保健医療福祉推進会議の運用について（愛知県 平成14年）

6 (2) イ (イ) 事務局案の調整

<前略>関係者に意見を聞く場合は、基幹的保健所等の長名で文書により招集し、別途会議（この会議を「ワーキンググループ」と称するものとする。）を開催するものとする。

<後略>

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

○ 老人福祉法 第十五条 第6項（施設の設置）

都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る <中略> 特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第二百八十二条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における <中略> 特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の <中略> 特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る <中略> 特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるととき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとときは、第四項の認可をしないことができる。

○ 介護保険法 第八十六条 第一項（指定介護老人福祉施設の指定）

第四十八条第一項第一号 <指定介護老人福祉施設> の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であつて都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があつたものについて行う。

介護老人保健施設

○ 介護保険法 第九十四条 第五項（開設許可）

都道府県知事は、<中略> 介護老人保健施設の入所定員の総数が <中略> 介護老人福祉施設の条文と同旨>、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

混合型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）

○ 介護保険法 第七十一条 第5項（指定居宅サービス事業者の指定）

都道府県知事は、<中略> 混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員の総数が、<中略> 介護老人福祉施設の条文と同旨>、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。